

令和3年第3回美幌町議会定例会会議録

令和3年3月 2日 開会

令和3年3月16日 閉会

令和3年 3月5日 第4号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 13 号～議案第 36 号

○出席議員

1 番 戸 澤 義 典 君	2 番 稲 垣 淳 一 君
3 番 大 江 道 男 君	4 番 高 橋 秀 明 君
5 番 木 村 利 昭 君	6 番 伊 藤 伸 司 君
7 番 馬 場 博 美 君	8 番 古 舘 繁 夫 君
9 番 藤 原 公 一 君	10 番 坂 田 美 栄 子 君
副議長 11 番 岡 本 美 代 子 君	12 番 上 杉 晃 央 君
13 番 松 浦 和 浩 君	議長 14 番 大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
監 査 委 員 高 木 清 君	

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明 君	総 務 部 長 小 室 保 男 君
民 生 部 長 那 須 清 二 君	経 済 部 長 石 澤 憲 君
建 設 水 道 部 長 川 原 武 志 君	病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君
事 務 連 絡 室 長 志 賀 寿 君	会 計 管 理 者 西 俊 男 君
総 務 主 幹 関 弘 法 君	防 災 危 機 管 理 主 幹 河 端 勲 君
ま ち づ く り 主 幹 佐 々 木 齊 君	政 策 主 幹 後 藤 秀 人 君
財 務 主 幹 中 尾 亘 君	税 務 主 幹 片 平 英 樹 君
児 童 支 援 主 幹 小 室 秀 隆 君	福 祉 主 幹 影 山 俊 幸 君
健 康 推 進 主 幹 大 場 圭 子 君	農 政 主 幹 田 中 三 智 雄 君
み ら い 農 業 セ ン タ ー 主 幹 午 来 博 君	耕 地 林 務 主 幹 中 沢 浩 喜 君
商 工 観 光 主 幹 多 田 敏 明 君	施 設 管 理 主 幹 以 頭 隆 志 君
建 設 主 幹 御 田 順 司 君	建 築 主 幹 吉 田 善 一 君
水 道 主 幹 石 山 隆 信 君	病 院 総 務 主 幹 菅 敏 郎 君
地 域 医 療 連 携 主 幹 高 山 吉 春 君	事 務 連 絡 室 次 長 横 山 聖 二 君
環 境 衛 生 担 当 主 査 水 上 修 一 君	医 療 給 付 担 当 主 査 早 坂 ト シ 君
教 育 部 長 田 村 圭 一 君	学 校 教 育 主 幹 遠 藤 明 君
学 校 給 食 主 幹 齊 藤 浩 司 君	社 会 教 育 主 幹 松 尾 ま ゆ み 君
ス ポ ー ツ 振 興 主 幹 浅 野 謙 司 君	博 物 館 主 幹 鬼 丸 和 幸 君

農業委員会事務局長 佐々木 鑑 仁 君

選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 立 花 良 行 君

○議会事務局出席者

事務局 長 遠 國 求 君
議事係 長 鶴 田 雅 規 君

次 長 佐 藤 和 恵 君
議 事 係 新 田 麻 美 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和3年第3回美幌町議会定例会第4日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番古舘繁夫さん、9番藤原公一さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第13号から
議案第36号まで

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第13号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから議案第36号令和3年度美幌町病院事業会計予算についてまでの24件を議題といたします。

昨日に引き続き、順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明を願います。また、説明者は着席のままでの説明を許します。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） それでは、議案第29号令和3年度美幌町一般会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の110、111ページをお開き願います。

3款民生費でございます。

予算額は25億8,697万円になります。

1項、1目社会福祉総務費、1、社会福祉推進事業の中段、補助金の5行目、ボランティアポイント事業補助金36万4,000円につきましては、社会福祉協議会が実施する新規事業に対する一部助成になります。

ボランティアへの参加、ボランティア活動を促進するための補助金を予算計上いたします。

このページの下段になります。

4、傷病見舞金給付事業、負担金、傷病見舞金30万円につきましては、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている被保険者が新型コロナに感染し、事業を営むことができない場合に見舞金を支給するための予算計上になります。

続いて、112、113ページをお開き願います。

中段の2、障害者福祉施設維持管理事業、このうち修繕料の1,120万6,000円につきましては、新町2丁目の旧田畠医院を内部改修し、10月をめどに障がい福祉団体の活動拠点を整備するための費用になります。

下段になります。

3目高齢者福祉費、1、高齢者福祉推進事業、業務等委託料の一番下になります介護職員初任者研修委託料126万3,000

円につきましては、介護職の人材を確保するため、町内において介護資格取得講習会を開催するための費用になります。

次に、114、115ページになります。

一番上の補助金、3行目、介護従事者確保対策事業補助金200万円につきましては、町内の介護保険施設・事業所に従事しようとする方を支援するため、住宅の家賃、引っ越し費用について、20万円を上限に補助いたします。

対象とする職種につきましては、介護福祉士、介護支援専門員を想定しております。

中段から下の3、高齢者生きがい対策事業、各種行事等報償286万円につきましては、75歳以上の高齢者に対しまして、御長寿をお祝いし、菓子引換券500円分を配付するほか、喜寿、米寿など節目を迎える皆様に記念品をお渡しするための経費になります。

次に、116、117ページになります。

下段の5目障害福祉費、1、障害福祉事業、印刷製本費43万6,000円につきましては、例年配布しておりますこころの健康相談チラシに加えまして、令和3年度におきましては、コロナ禍が続いていることを踏まえ、こころの健康普及啓発リーフレットを作成し、全戸配布いたします。

次に、118、119ページになります。

3、障害者自立支援事業、負担金の3行目の地域生活支援拠点整備事業負担金77万8,000円につきましては、北見地域1市4町による定住自立圏構想に基づく負担事業となります。

令和3年度は、障がい者を支援し、生活を支える基幹相談支援センターの運営体制の整備に伴いまして、負担金が増額となっています。

次に、120、121ページをお開き願

います。

2項、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務、広告料8万4,000円につきましては、町立保育園の保育士募集に係る広告料になります。

次に、補助金の2行目、幼稚園等給食費補助金1,566万円につきましては、幼稚園等を利用する3歳から5歳以上を対象に、給食費を無償とするための補助金でありまして、継続事業となります。

その下の結婚新生活支援事業補助金300万円は、結婚して新生活をスタートする方の経済的な負担を支援するため、新居の家賃や引っ越し費用につきまして、最大30万円を上限に補助いたします。

夫婦ともに婚姻時の年齢が39歳以下、世帯の所得が400万円未満であることなどの要件を満たす場合に対象となります。

次に、2、子ども発達支援センター運営事業につきましては、122、123ページになります。

2行目の業務等委託料、療育指導等業務委託料220万円は、美幌療育病院から専門職員の派遣を受け、療育支援、保護者相談、発達検査など利用者支援の充実を図るための予算計上になります。

次に、124、125ページになります。

2目の保育園費、1、美幌保育園管理運営事業、6行目の修繕料116万1,000円は、園庭側ポーチ、ゴムチップの張替え修繕などの予算措置になります。

続いて、業務等委託料の3行目、遮光カーテン作製業務委託料21万7,000円につきましては、暑さ対策といたしまして、保育室に遮光カーテンを設置するための経費になります。

続いて、2、東陽保育園管理運営事業、126、127ページをお開き願います。

上段の庁用備品3万4,000円につきましても、暑さ対策といたしまして、保冷まくらを収納するための冷凍庫を購入いたし

ます。

次の機械器具 55万5,000円は、除雪機の購入費用となります。

続いて、3目へき地保育所費、1、へき地保育所管理運営事業につきましては、上美幌保育所の管理運営に要する経費を予算措置してございます。

続いて、128、129ページをお開き願います。

4款衛生費です。

予算額は、11億5,418万5,000円で、前年度から1億2,700万円余りの増額となります。

1項、1目保健衛生総務費、1、保健衛生推進事業の中段、補助金の2行目、医療従事者就業支援補助金1,000万円につきましては、看護師などの医療従事者が町内の医療機関等に就職した際の住宅準備補助、就業支援補助を予算措置してございます。

次に、130、131ページをお開き願います。

一番上の4、広域事務組合負担事業ですが、こちらにつきましては、後ほど予算参考資料により、副町長から御説明を申し上げます。

次に、2目予防費、1、感染等予防対策事業398万2,000円のうち、273万6,000円につきましては、昨年11月、美幌医師会の協力を得て町内に開設されたPCR検査センターの管理運営に要する経費となります。

中段になります。

2、予防接種事業、このうち業務等委託料の2行目、新型コロナウイルスワクチン接種委託料8,437万8,000円につきましては、美幌医師会の御協力の下、体制の準備を進めておりますワクチン接種に要する経費になります。

続いて、132、133ページになります。

中段の4、健康づくり事業、各種行事等

報償5万円と、一つ飛んで消耗品費44万4,000円のうち7万5,000円につきましては、生活習慣病の予防と早期の発見と治療を促すため、健康診査を行っておりますが、受診率を向上させるための経費になります。

次に、134、135ページをお開き願います。

3目環境衛生費、2、墓地・霊園等管理事業、このうち、業務等委託料の2行目、不法投棄防止啓発用のぼり旗作製業務委託料4万7,000円につきましては、柏ヶ丘霊園、市街共同墓地、びほろ霊園への不法投棄を防ぐため、のぼり旗を作製するための経費になります。

続いて、4目環境保全推進費、2、緑化推進事業の補助金、危険保存樹木等伐採事業補助金25万円は、町が指定する保存樹木、保存樹林について、倒木のおそれがある樹木等を伐採する経費の一部を補助するものでございます。

下段になります。

5目保健福祉総合センター費、1、保健福祉総合センター管理運営事業につきましては、次のページをお開き願います。

3行目の修繕料1,340万円のうち、1,166万3,000円と4行下の間仕切り設置業務委託料302万6,000円、以上の経費につきましては、民生部が役場新庁舎へ移転するため、しゃきっとプラザ2階スペースに間仕切りを設置するなど、一部改修するための予算措置となります。

また、建設から16年が経過し、屋上の防水、屋根塗装が必要な状況にありますので、臨時避難所としての機能を維持するために修繕を併せて実施いたします。

続いて、2項、1目塵芥し尿処理費、1、ごみ分別収集関連事業、通信運搬費の13万2,000円につきましては、スマホ対応のごみ分別アプリを導入するための月額利用料になります。

次に、業務等委託料、使用済小型家電処

理委託料180万9,000円につきましては、これまで使用済みの小型家電につきましては、資源ごみ収集に併せて回収し、道内の処理業者へ売払いを行っていましたが、新たに費用負担が生じることになりましたので、その処理費用について予算計上するものでございます。

業務等委託料のうち、資源ごみ収集等運搬業務委託料3,489万9,000円につきましては、令和3年度から資源ごみ収集に併せ、小型の鉄くずを回収することにより、増額計上となっております。

次に、138、139ページをお開き願います。

3、ごみ処分場維持管理事業、修繕料3,306万5,000円につきましては、第Ⅲ期埋立処分場において使用しておりますバケットコンパクターの修繕費用のほか、水処理施設のポンプ等設備の交換、リサイクルセンターのペットボトル減容機の整備などの修繕経費を予算措置してございます。

また、業務等委託料の一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料550万円と、ごみ処分場現地測量調査業務委託料528万円、ごみ質調査分析業務委託料330万円、以上につきましては、いずれも、次期廃棄物処理施設の整備に向けた予算措置となります。

次に、142、143ページをお開き願います。

5款労働費になります。予算額は2,570万4,000円であります。

1項、1目労働諸費、1、労働対策事業、下段の補助金、びほろものづくりフェスタ補助金35万円につきましては、技能士の技術の実演と体験を通じて、ものづくりへの関心を高めるために開催されるびほろものづくりフェスタに対する補助金になります。これまでは、夏休みに開催されておりましたが、令和3年度におきましては、冬休みにおいても開催をする予定のため、前年度から5万円の増額計上になります。

す。

続きまして、144、145ページになります。

6款農林水産業費、予算額は6億3,919万4,000円になります。

1項、1目農業委員会費、1、農業委員会運営事務930万1,000円につきましては、農業委員の活動と事務局の運営に要する経費になります。

下段になります。

4目農業振興費、1、農業振興事業の3行目、特別旅費58万1,000円につきましては、農業の担い手不足の解消と障がい者の雇用の場を確保するため、農業と福祉の連携に向け、先進地を視察するための経費について予算措置しております。

続いて、146、147ページになります。

上から10行目、補助金の4行目、美幌町アスパラ振興推進事業補助金44万円につきましては、高収益作物であるアスパラの作付面積を拡大し産地化を図るため、ビニールハウス資材費の一部助成を行います。令和2年度に続いての助成事業であり、当初予算においてはハウス2棟分を計上しております。

次に、2、新規就農者等支援事業、補助金、新規就農者等支援事業補助金1,107万3,000円につきましては、農業の担い手に対して、農作業機械の購入や資格取得に係る経費を助成するもので、新規就農者1名、新規農業従事者9名を対象に、所要額を計上しております。

下段の6、みらい農業センター管理運営事業につきましては、次のページをお開き願います。

6行目の業務等委託料、農村ツーリズム推進業務委託料26万4,000円につきましては、修学旅行生を対象に農業体験や農村生活の場を提供し、都市と農村の交流を推進しようとするもので、観光まちづくり協議会と連携した取組となります。

中段から下の８、農業振興施設等整備事業、補助金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金１８９万１,０００円につきましては、農林水産省の補助を活用し、アスパラ栽培の初期投資を軽減するため、ビニールハウス資材費の一部を助成する間接補助事業となります。

次に、５目畜産業費につきましては、次の１５０、１５１ページをお開き願います。

３、牧野管理運営事業、修繕料８３８万２,０００円でございます。

美幌峠牧場の施設管理に関わる修繕料を計上していますが、このうちの６９３万４,０００円につきましては、倒壊、あるいは損傷の激しい防雪柵１３基を修繕するための予算計上になります。

次に、６目農地費、２、道営土地改良事業、負担金１億２,７２５万３,０００円につきましては、予算参考資料により、後ほど副町長から事業内容について御説明を申し上げます。

次に、３、団体営土地改良事業、修繕料２,６０１万２,０００円につきましては、平成１４年から平成１６年にかけて整備をいたしました国営かんがい排水事業の水利施設、リールマシンを３か年でオーバーホールするための予算計上で、令和３年度においては１０台を予定してございます。

次に、１５２、１５３ページになります。

上から８行目の補助金、多面的機能支払事業補助金１億２,２６８万２,０００円は、農用地、水路、農道などの地域資源を保全し、良好な環境を維持するための活動に対する補助金でありまして、事業費の４分の１を町が負担いたします。

次に、７目みどりの村管理費、１、みどりの村維持管理事業、修繕料２８７万１,０００円につきましては、グリーンビレッジ美幌の浴室ろ過器の取替えと、森林公園キャンプ場の２連式丸太階段の補修費用にな

ります。

続いて、２項、１目林業総務費、こちらにつきましては１５４、１５５ページになります。

上から５行目の２、林業推進事業、業務等委託料の遊具等作製委託料２２万６,０００円につきましては、林業館きてらすの利用促進を図るため、遊具と本棚を製作するための予算措置になります。

次に、中段から下になります。

補助金の２行目、町産材活用促進事業補助金７６０万円であります。ＦＳＣ認証木材を使用して住宅を新築、増改築する際に、経費の一部を助成する事業でありまして、新年度においては１０棟分を見込んでの予算措置となります。

次に、１５６、１５７ページになります。

２、民有林振興対策事業、このうち、補助金の森林環境整備事業補助金３,５９４万４,０００円は、森林資源の適切な管理、森林整備を図るため、国から交付される森林環境譲与税を活用し、枝打ちや保育間伐、間伐などの経費に対しまして助成を行います。

次に、積立金３,２９２万円ですが、こちらの予算措置につきましては、令和３年度に交付される森林環境譲与税につきまして、基金へ積み立てるための計上になります。

次の３目町有林管理費につきましては、町有林森林経営計画に基づき、町有林の計画的な増林、保育、伐採を行うための経費を計上しています。

続いて、１５８、１５９ページになります。

７款商工費、予算額は４億９,７１７万５,０００円になります。

１項、２目商工業振興費、１、商工業振興推進事業、補助金の３行目、新型コロナウイルス緊急対策利子等補給事業補助金３２２万２,０００円は、小規模事業者が新た

に運転資金を借り入れる際に発生する利子の一部を助成いたします。

その下の新型コロナウイルス対策プレミアム商品券発行事業補助金4,271万9,000円につきましては、事業者支援と町内の消費喚起を目的に、プレミアム率50%の商品券を5月と10月の2回、各2万セット販売いたします。

その下の新型コロナウイルス対策小規模事業者持続化補助金250万円につきましては、国の補助金を活用して、販路拡大、販売促進に取り組む事業者を支援するための上乗せ補助となります。

一つ飛んで、店舗等感染予防対策リフォーム促進支援事業補助金1,000万円につきましては、3密回避等の感染予防のための店舗、事務所のリフォーム費用を補助するもので、補助率は3分の2、100万円を上限に補助いたします。

以上の補助事業につきましては、いずれも新型コロナウイルス対策に関わる継続事業となります。

次に、2、商工業活性化促進事業、補助金の2行目、事業承継支援事業補助金150万円につきましては、国の小規模事業者持続化補助金の上乗せ補助になります。

販路の拡大や販売促進に取り組む後継者を支援することで経営の円滑な継承を図るための補助事業となります。

続いて、160、161ページになります。

3目観光費、1、観光振興事業、10行目の業務等委託料の2行目、観光物産推進業務委託料428万5,000円につきましては、地域おこし協力隊の制度を活用し、美幌観光物産協会に隊員1名を配置いたします。

特産品の販路拡大、観光振興の推進を図っていただくとするものでございます。

次に、負担金の5行目、女満別空港整備利用促進協議会負担金65万円につきましては、前年度から45万円の増額計上にな

っております。

内容といたしましては、2月10日にLCCによる女満別ー成田線が新規就航いたしました。が、運航定着を支援するため、協議会として事業を展開してまいります。

次に、3行下の美幌峠再発見実行委員会負担金90万円でございますが、摩周、屈斜路の周遊バス運行に対する継続支援分といたしまして、最大60万円を負担いたします。

また、釧路イン・女満別アウトの旅行行程の定着が見込まれることにより運行するひがし北海道エクスプレスバスに対しまして、新たに30万円を助成いたします。

次に、3行下のサイクルアドベンチャーオホーツク推進協議会負担金230万円につきましては、北見市、網走市、小清水町、大空町、美幌町の2市3町をエリアに、サイクリングを通じた滞在型観光を推進するための経費になります。

令和3年度におきましては、美幌町内にサイクル拠点を整え、レンタサイクル、サイクルツアー、サイクルイベントを展開する予定であります。

次に、補助金の特産品開発支援事業補助金150万円の計上ですが、びほろブランド認証制度と連携いたしまして、地域資源を活用した特産品の開発を支援するもので、新規2件、改良2件、合わせて4件分を見込んでの計上になります。

下段の2、観光施設維持管理事業、修繕料1,310万8,000円の計上ですが、内容といたしましては、峠の湯びほろの木質チップボイラー熱源ポンプ、炉床等の交換、脱衣室暖房用外調機の交換、大浴場ろ過タンク交換などの修繕経費を計上してございます。

続いて、162、163ページをお開き願います。

3、観光イベント推進事業、補助金の2行目、冬まつり補助金260万円につきましては、第30回の記念となることから5

0万円を増額し、イベント内容の充実を図ろうとするものでございます。

次に、4目消費者対策費、1、消費者保護対策事業、業務等委託料の4行目、P I O-N E T回線移設業務委託料76万5,000円につきましては、栄町4丁目の消費生活センターにつきまして、本年10月をめどに保健福祉総合センター2階へ移設する予定でございますが、消費生活に関する相談業務で使用する全国消費生活情報ネットワークシステムの専用回線を移設いたします。

2行下の庁用備品35万9,000円につきましては、相談業務において使用いたしますノートパソコン2台の購入費用となります。

次に、166、167ページになります。

8款土木費になります。予算額は11億1,685万円の計上でございます。

中段の2項、2目道路橋梁維持費、1、道路橋梁維持管理事業の4行目、修繕料3,096万5,000円につきましては、道路照明灯や雨水ます、道路舗装のほか、道路維持車両などの修繕経費になります。

168、169ページをお開き願います。

上から2行目の車両197万7,000円につきましては、道路維持管理車両、平成12年車でございますが、こちらの車両の更新経費になります。

次に、2、道路橋梁補修事業、業務等委託料、橋梁点検業務委託料2,290万円がありますが、5年に一度の法定点検でありまして、58橋の点検を予定してございます。

その下の道路標識調査業務委託料560万円は、道路標識31基、視線誘導標29基の点検調査を行うための計上になります。

その下の第112・505・509号道路調査業務委託料1,420万円につきまし

ては、新町の町道整備に向けまして、路面性状調査や工法検討、実施設計などの委託業務になります。

次の実施設計等委託料、稲美橋補修実施設計委託料720万円につきましては、稲美地区と田中地区を結ぶ東2号線、美幌川に架設されております稲美橋の長寿命化に向けた実施設計業務になります。

次の工事請負費、東雲橋補修工事3,630万円につきましては、後ほど予算参考資料により、副町長から工事概要について御説明を申し上げます。

続いて、3、除雪対策事業1億6,854万7,000円につきましては、直営と民間業者による除排雪の経費を計上しております。

なお、除排雪委託料6,084万2,000円につきましては、一斉除雪5回分を見込んでの計上になります。

また、車両7,400万円につきましては、除雪ショベルと除雪ロータリーを各1台更新するための予算措置になります。

このページの一番下、5、堤内排水対策事業999万3,000円につきましては、大雨による河川の増水で浸水被害が発生しないよう、網走川、美幌川の各樋門にポンプ58台を設置し、稼働するための経費になります。

続いて、170、171ページになります。

3目道路橋梁新設改良費、1、道路整備事業1億5,520万円と、2、道路改築事業4,800万円につきましては、後ほど予算参考資料により、副町長から工事概要について御説明を申し上げます。

次に、3項、1目河川総務費、1、河川維持管理事業、負担金の2行目、網走川水系女満別川緊急浚渫推進事業負担金180万円につきましては、大空町との町界を流れる女満別川に堆積した土砂を撤去するための費用になります。

事業主体は大空町でございますが、その

経費の一部について美幌町が負担するための計上になります。

次に、下段の４項都市計画費につきましては、１７２、１７３ページをお開き願います。

２目公園維持費、１、公園維持管理事業、修繕料の１、３７０万円につきましては、せせらぎ公園の木製階段２か所のほか、各公園施設の修繕経費について予算計上しております。

その他の備品４３万３、０００円につきましては、せせらぎ公園の第２遊水地に設置する簡易トイレを購入するための計上になります。

続いて、５項の１目住宅総務費、１、建築事業、下段の補助金、住宅リフォーム促進補助金３、２６７万円につきましては、リフォーム工事の２０％、５０万円を上限に補助する事業でございまして、新年度は９０件の申請を見込んでおります。

次に、１７４、１７５ページになります。

２、住宅施策計画策定事業、業務等委託料、耐震改修促進計画策定業務委託料３２３万２、０００円と、その下の公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料５０２万７、０００円につきましては、いずれも平成２８年度に策定いたしました現計画の期間が令和３年度に終了することから、次期計画を策定するものでございます。

続いて、２目住宅管理費の１、公営住宅管理事業、６行目の修繕料１、５１２万円につきましては、町営住宅及び指定管理を受けております道営住宅の修繕経費になります。

中段から下の施設等借上料６、５６９万円につきましては、借上公営住宅８団地、５９戸の借上料を予算措置しています。

その下の工事請負費、三橋南団地共同階段手摺設置工事９８１万８、０００円につきましては、入居者が安心して生活を送れるように公営住宅の共同階段に手すりを設置

するものでございまして、令和３年度においては、三橋南団地３棟８０戸を対象に整備をいたします。

続いて、１７６、１７７ページになります。

９款消防費、予算額は４億２、８３５万９、０００円の計上でございます。

１項、１目消防費、１、広域事務組合負担事業４億２、８３５万９、０００円につきましては、後ほど予算参考資料により副町長から御説明を申し上げます。

１７８、１７９ページをお開き願います。

１０款教育費、予算額は７億５、８７２万９、０００円でございます。

屋内多目的運動場の整備完了に伴いまして、前年度から６億６、０００万円余りの減額となります。

１項の下段、３目教育振興費、１、教育振興事業、補助金１、３４４万８、０００円につきましては、少子化の影響により入学者の減少が続いている美幌高等学校に対する補助金となります。

間口対策補助金５５０万円は、入学する生徒に対する就学援助といたしまして、普通科は５万円、農業科は１０万円を交付いたします。

教育支援事業補助金７９４万８、０００円は、寄宿舍報徳寮の運営補助に加え、新年度からは寄宿舍に入寮できない女子生徒を対象に、下宿費用の一部を補助いたします。

また、次年度から農業科の道外入学者枠が現行の２名から４名に拡充されますので、東京や大阪で開催される地域みらい留学フェスタに参加する経費について補助を行います。

ほかにも、生徒募集やオンライン学習、商品開発など継続支援をすることによりまして、生徒確保の取組を推進してまいります。

次に、１８０、１８１ページをお開き願

います。

2、学校教育振興事業の6行目、消耗品費のうち38万2,000円と、中ほどの庁用備品107万円、機械器具の59万3,000円、教育備品21万1,000円、以上の経費につきましては、東陽小学校と旭小学校にイングリッシュルームを開設するための費用になります。

令和2年度においては、美幌小学校に開設を行いました、令和3年度は全校で開設し、外国語教育の充実を図ってまいります。

続いて、182、183ページになります。

中段の2項、1目学校管理費、1、小学校管理事業、8行目の修繕料1,666万6,000円につきましては、美幌小学校のプールろ過器のろ過砂交換、東陽小学校の図書室の床張替え、旭小学校体育館の暗幕取替えなどの修繕経費になります。

次に、184、185ページになります。

12行目の庁用備品1,151万5,000円のうち1,147万8,000円につきましては、旭小学校の教員用パソコン24台の更新費用になります。

一つ飛んで、教育備品100万円につきましては、吹奏楽の楽器更新に要する予算措置となります。

中段になりますが、2、小学校スクールバス運行事業、業務等委託料、スクールバス運行業務委託料3,840万9,000円の計上でございますが、令和3年度から契約内容、委託料の積算方法の見直しを行っています。これまでは、1キロメートル当たりの運行単価を設定し、運行実績により委託料を支払っておりましたが、臨時休校などで運行されない期間が長期に及んだ場合、車両を維持するための事業者負担が課題となっております。このため、令和3年度からは人件費や車検などの固定経費と燃料費などの運行経費を区分して契約し、

運行実績がない場合も固定経費が支払われる方式に変更するものでございます。

次に、2目の教育振興費、1、小学校教材整備事業のうち、修繕料と通信運搬費、業務等委託料のコンピューター等保守委託料、著作権等使用料、使用料のうち357万5,000円、以上につきましては、1人1台端末のGIGAスクール構想に関わる運用経費となります。

また、この事業の消耗品費279万2,000円のうち152万9,000円及び使用料のうち35万7,000円、庁用備品33万7,000円につきましては、学校図書館の充実を図るための予算計上になります。

次に、186、187ページをお開き願います。

3目特別支援学級費になります。

1、小学校特別支援学級管理事業、5行目の修繕料82万4,000円につきましては、美幌小学校のこたばの教室プレイルームに防音カーテンを取り付けるための費用になります。

次に、3項、1目学校管理費、1、中学校管理事業、修繕料503万6,000円につきましては、美幌中学校の体育館の防球ネット、北中学校の家庭科室の給湯設備などの修繕経費になります。

続いて、188、189ページになります。

中段の2、中学校スクールバス運行事業、業務等委託料、スクールバス運行業務委託料3,761万4,000円につきましては、先ほど小学校費において御説明を申し上げましたが、今回から契約内容の見直しを行うものでございます。

次に、2目教育振興費、1、中学校教材整備事業のうち修繕料と通信運搬費、業務等委託料のコンピューター等保守委託料、著作権等使用料、使用料のうち175万7,000円につきましては、1人1台端末のGIGAスクール構想に係る運用経費でございます。

また、消耗品費 594 万 4,000 円のうち 110 万 8,000 円と、使用料のうち 23 万 8,000 円、さらに、次のページになりますが、一番上の庁用備品 14 万 6,000 円、以上の経費につきましては、学校図書館の充実を図るための予算措置となります。

続いて、4 項、1 目社会教育総務費、下段の 2、社会教育推進事業 151 万 5,000 円につきましては、社会教育委員の活動に要する経費のほか、第 8 次美幌町社会教育中期計画の策定に係る経費を計上いたします。

続いて、192、193 ページをお開き願います。

2 目社会教育振興費、中段から下の 3、成人教育事業 174 万 9,000 円につきましては、町民の自主的な学習機会の創出、提供に係る経費のほか、町内在住の外国人の方に日本の伝統文化や教養に触れる機会を提供する多文化共生推進事業、さらには、美幌町出身のアスリートなどに講師を依頼するふるさと人材教育事業を推進するための予算計上となります。

次に、194、195 ページになります。

5、芸術文化振興事業、このうちの負担金の 2 行目、芸術文化鑑賞事業負担金 530 万円につきましては、美幌町にゆかりのあるアーティストの公演、親子で楽しめる芸術鑑賞を企画する実行委員会に対する負担金となります。

次に、3 目社会教育施設費、1、町民会館等管理運営事業、6 行目の修繕料 255 万 6,000 円につきましては、びほーる客席誘導灯の交換、びほーる舞台階段手すり取付けなどの修繕経費になります。

次に、196、197 ページになります。

上から 7 行目の機械器具 31 万 9,000 円は、びほーる舞台運営で使用するスピーカー 2 台の更新と、新たにワイヤレスマイ

ク用ヘッドセット 2 台を購入するための予算計上であります。

次に、198、199 ページになります。

5 目図書館費、1、図書館運営事業には、老朽化と狭隘化が進んでいる図書館の将来の建て替えを見据え、機能と役割、整備の方向性を調査検討するための費用を計上しています。

3 行目の各種研修等報償 13 万 5,000 円につきましては、新たに組織する図書館整備検討委員会のアドバイザーに係る報償となります。

その下の費用弁償につきましては、図書館整備検討委員会による道内先進地の視察に係る費用弁償でございます。

次の 200、201 ページをお開き願います。

6 目博物館費、1、博物館運営事業、9 行目の修繕料 1,878 万 6,000 円は、上屋根及び一部外壁の改修のほか、非常照明器具の交換、物見の塔の窓などの修繕経費になります。

次に、中段から下の業務等委託料、展示台作製業務委託料 77 万 9,000 円は、第 1 展示室の生活資料展示コーナーの展示構成を見直すための費用になります。

次に、202、203 ページをお開き願います。

2、博物館活動推進事業、中段の業務等委託料、標本等作製委託料 49 万 4,000 円は、特別展において使用する植物レプリカ標本を作製するもので、特別展で使用了後は第 1 展示室へ移設する予定となっております。

次に、7 目文化財保護費、1、文化財保護事業、このうちの業務等委託料、かしの木保全作業委託料 260 万円でございますが、町の指定文化財に登録されております美小のカシワの木の傷みが進んでいることから、必要な処置を施すための予算措置となります。令和 3 年度は病変部の樹木治

療を行いまして、令和４年度に土壌改良を計画しています。

次に、２０４、２０５ページをお開き願います。

５項、１目保健体育総務費、１、スポーツ推進事業、中段から下の補助金、２行目のスポーツ団体合宿事業補助金１６３万５、０００円は、防衛大学ラグビー部の受入を予定しています。

次に、２、スポーツ大会開催事業、負担金の２行目、１００ｋｍデュアスロン大会負担金３６０万円につきましては、令和３年度が第３５回の記念大会となりますので、負担金を１００万円増額しての計上になります。

また、下段の３、未来のアスリート応援事業につきましては、東京オリンピック・パラリンピックを契機といたしまして、スポーツに励んでいる子どもたち、夢に向かって努力している子どもたちを応援するための経費を予算措置してございます。

次に、２０６、２０７ページになります。

２目体育施設費、１、屋内体育施設維持管理事業、下から７行目の機械器具７８万７、０００円につきましては、トレーニングセンターの筋肉の量を計測するマルチ周波数体組成計の更新を行うものでございます。

その下の教育備品１０８万５、０００円につきましては、ランニングマシン１台を更新いたします。

次に、２０８、２０９ページをお開き願います。

上から７行目の修繕料４４５万円は、柏ヶ丘野球場のマウンド改修、あさひ多目的広場の芝生再生化などの修繕経費となります。

中段から下の機械器具４８８万７、０００円は、網走川河畔公園運動広場パークゴルフ場の管理で使用するスポーツトラクター、ロータリーモア、ハイバキューム

の更新経費となります。

次に、３目の学校給食センター費、１、学校給食運営事業、一番下の賄材料費７、４９６万６、０００円のうち１００万円につきましては、美幌産の食材を使用した給食を提供するための経費になります。

また、３０万円につきましては、美幌高校生に美高うどん、美高ラーメンを給食提供するための経費となりまして、年３回の給食提供を予定しての計上でございます。

次に、２１０、２１１ページになります。

補助金、学校給食費補助金７２１万８、０００円は、多子世帯の子育て支援策といたしまして、第３子以降の給食費を無償とするための補助金で、継続事業となります。

２、学校給食センター維持管理事業、４行目の修繕料５９７万円ではありますが、内訳といたしましては、照明器具のＬＥＤ化、放流ポンプ交換などの修繕経費となります。

また、下から５行目の機械器具９１万９、０００円につきましては、吸収式冷温水機のリース期間終了に伴う買取り経費となります。

次に、２１２、２１３ページになります。

１１款公債費であります。

予算額は９億９、２９２万９、０００円、前年度から８、７００万円余りの増加となります。

１項、１目の元金、１、町債元金償還金は９億４、３８５万４、０００円の計上です。

町債の現在高につきましては、令和２年度末見込みが１１４億１、４０６万３、０００円ではありますが、令和３年度における償還金と新たな借入を合わせた３年度末の予定残高は１１４億３、６００万円余りを見込んでおります。

なお、詳細につきましては、予算書の２３２ページ並びに予算説明資料の２６７ペ

ージに掲載してございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、2目の利子、1、町債利子償還金につきましては4,860万5,000円を、2の一時借入金利子につきましては47万円を、それぞれ計上しています。

続いて、214、215ページになります。

12款職員給与費、予算額は19億1,941万8,000円の計上でございます。

1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務12億7,334万円につきましては、特別職3名、一般職164名の給与になります。

積算内訳を予算書の218ページ以降に掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

次に、2、会計年度任用職員給与支給事務6億4,607万8,000円につきましては、フルタイム81名、パートタイム195名の給与になります。

予算説明資料245、246ページに所属別の職員数の内訳を掲載していますので、後ほど御確認をいただければと思います。

続いて、216、217ページになります。

13款予備費につきましては、前年度と同額の100万円を予算計上してございます。

それでは、2款の役場庁舎改築事業、6款の道営土地改良事業負担金、8款の道路橋梁補修事業、道路整備事業、道路改築事業、4款及び9款の美幌・津別広域事務組合負担金、以上につきまして副町長より御説明を申し上げます。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続

き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

副町長。

○副町長（高崎利明君） それでは、主要事業につきまして御説明をさせていただきますので、令和3年度各会計予算参考資料の59ページをお開き願います。

3、道営土地改良事業計画概要であります。

初めに、水利施設等保全高度化事業であります。

まず1点目は、豊高第2地区であります。

区域は、豊岡、高野で、平成29年度から令和5年度までの継続事業で、事業内容は面整備です。

令和3年度は、区画整理、暗渠排水を行い、事業費は2億2,230万円でございます。

次に、二つ目の田中第2地区であります。

区域は、日並、田中、報徳、瑞治で、令和元年度から令和8年度までの継続事業で、事業内容は面整備であります。

令和3年度は、区画整理、暗渠排水を行い、事業費は2億1,368万円でございます。

次に、三つ目の中央美和地区であります。

区域は、栄森、美和、昭野、美禽の一部で、令和2年度から令和10年度までの継続事業で、事業内容は農業用排水施設と面整備であります。

令和3年度は、農業用排水施設に係る支線及び圃場内配管の実施設計を行い、事業費は1億8,000万円でございます。

次に、草地畜産基盤整備事業であります。

美幌日並地区の区域は日並で、事業期間は平成29年度から令和4年度であり、JAびほろ所有の日並牧場の基盤整備事業の

継続であります。

令和３年度は、草地整備、道路、隔障物、畜産車の整備を行い、事業費は９,０００万円となりますが、土地改良事業法上、申請及び法手続は美幌町が実施し、負担につきましては全額受益者が負担するものとなり、歳入歳出はトンネル予算となっております。

令和３年度の水利施設等保全高度化事業の事業費は６億１,５９８万円、草地畜産基盤整備事業の事業費は９,０００万円となります。

財源内訳につきましては、水利施設等保全高度化事業の負担割合は、国が５５％、道が２８％、地元負担が１７％で、地元負担のうち、農家負担が７.５％、残り９.５％を道のパワーアップ事業と町で４.７５％ずつの負担を予定するもので、平成２７年度から農業経営高度化促進事業による国の補助金を活用することにより、道及び町の負担を一部軽減し、町の負担総額は６億１,５９８万円のうち、約４.４％の２,６９５万円を予定しています。

また、草地畜産基盤整備事業の負担割合は、国が５０％、道が２５％、地元が２５％となり、町の負担につきましてはございません。

次に、同じく参考資料の７９ページをお願いします。

９、広域事務組合、美幌・津別広域事務組合負担金内訳であります。

まず、津別町との負担割合でございますが、総務の議会費、監査委員費、予備費は美幌町と津別町５０％で、一般管理費は、令和２年国勢調査の公表が本年１１月予定のため、平成２７年国勢調査の人口割により算出し、美幌町８０.２１％、津別町１９.７９％で、いずれも前年度と同じ負担割合となっております。

衛生の火葬場、経常費も同じく人口割で算出し、美幌町８０.２１％、津別町１９.７９％と、前年度と同じ負担割合であります。

す。

消防につきましては、消防本部費及び通信指令業務運営費は、人口、世帯、面積、財政、団員割により算出し、美幌町７２.８％、津別町２７.２％で、前年度より美幌町０.２６％の減、津別町０.２６％の増となっております。

次に、通信指令施設管理費及び公債費の通信指令機器移設事業は、美幌町と津別町５０％で、前年度と同じ負担割合であります。

また、公債費の消防庁舎改築工事事業につきましては、消防本部及び通信指令施設の面積按分による負担割合となっております。

美幌消防費及び公債費の車両整備事業等につきましては、美幌町１００％の負担でございます。

令和３年度、広域事務組合の予算額は、下段合計欄の５億８,８１１万９,０００円で、負担割合に基づく美幌町の負担につきましては、４億４,７３８万１,０００円、対前年度比で１７.４％の減となっております。

組合の主な事業でございますが、火葬場施設につきましては、火葬炉の耐火物及び誘引排風機の修繕など、火葬機能の維持管理に万全を期してまいります。

また、火葬場正面の外壁塗装修繕により、施設景観の美化に努め、待合ホール照明器具の取替え修繕など、利用者に配慮して施設整備を図ってまいります。

消防関係につきましては、消防庁舎の事務所棟など１期工事を終え、一部供用開始しておりますが、２期工事の車庫棟及び訓練棟の建設並びに外構工事など、消防活動拠点施設の完成に向けて事業を進めてまいります。

また、北海道消防学校の専科教育課程に職員を派遣し、消防活動機能の向上を図るとともに、北見赤十字病院などで救急救命士の生涯研修を継続し、高度な救命措置の

提供に取り組んでまいります。

予算参考資料につきましては以上でございます。

次に、予算工事関係参考資料について御説明いたしますので、予算参考資料の最後につづってある令和3年度予算工事関係参考資料の1ページをお開き願います。

庁舎改築等事業でございます。

役場庁舎公用車車庫等建設工事、駐車場整備工事につきましては、本年5月の新庁舎の供用開始後に、現庁舎の解体及び外構工事の施行準備を始め、年内に駐車場、年明けにカバードウオーク、公有車車庫等の整備完了を見込んでいます。

事業内容につきましては、図面上部の新庁舎北側、図面番号①の箇所にゴミ庫、図面番号②の箇所に公用車2台収容の車庫と物置、図面中央部の新庁舎南側正面玄関前の図面番号③の箇所にカバードウオーク、④の箇所に思いやり駐車場2台分、思いやり駐車場の南側の図面番号⑤の箇所に公用車10台収容の車庫を建設し、図面中央部の新庁舎の南側に85台分の一般駐車場、一般駐車場の東側と新庁舎北側に公用車駐車場、一般駐車場の南側、図面の下部に職員駐車場を整備いたします。

工事費は、公用車車庫等建設工事1億701万8,000円、駐車場整備工事1億1,406万3,000円を計上しており、財源につきましては、後年度元利償還金の30%が交付税措置される公共施設等適正管理推進事業債と役場庁舎改築基金を見込んでいます。

続いて、2ページをお開き願います。

道路橋梁補修事業でございます。

図面番号①第8号道路東雲橋は、三橋南、ダイソー様の東側に位置する橋長27.6メートルの橋梁であります。

本事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく令和元年度からの橋梁補修事業で、令和3年度は地覆断面の補修、主桁、支承の塗

装、床版ひび割れ補修を行い、事業完了の予定でございます。

工事費は3,630万円を計上しており、財源は、国庫補助金として道路メンテナンス事業補助金、補助率10分の6、補助残は過疎債で充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続いて、3ページをお開き願います。

道路整備事業でございます。

図面左上の図面番号①第503号道路は、新町1丁目伊藤様宅から道道北見端野美幌線までの車道幅員5.0メートル、全長147メートルの改良舗装を予定しております。

次に、図面右上の図面番号②第532号道路は、報徳陽光台団地、川又様地先交差点から桐山様宅までの車道幅員5.5メートル、歩道幅員1.25メートル、延長170メートルの改良舗装を予定しております。

次に、右下の図面番号③第352号道路は、青山南木村様宅から青葉1丁目楠様宅までの車道幅員5.5メートル、延長250メートルの舗装補修を予定しております。

次に、左下の図面番号④第102号道路は、東3条南2丁目、3丁目鳥井様宅から東4条南2丁目亀田様宅までの車道幅員6.0メートル、延長110メートルの舗装補修を予定しております。

次に、図面右中央部の図面番号⑤、⑥第9号道路は、三橋町1丁目、日の出1丁目パチンコひまわり様駐車場から網走信用金庫稲美支店様手前までの車道幅員11メートル、延長168メートルの舗装補修と、歩道幅員3.5メートル、西側延長86メートル、東側延長135メートルの歩道の改良舗装を予定しております。

次に、図面中央部の図面番号⑦第8号道路は、東町2丁目、国道39号線各務様宅から斉藤様宅までの東側歩道幅員3.0メートル、延長260メートルの改良舗装を予定しております。

ただいま御説明いたしました7本の道路整備事業の工事費につきましては、1億5,520万円を計上しており、いずれも過疎債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続きまして、4ページをお開き願います。

道路改築事業であります。

図面番号①262号道路は、平成28年度から改良舗装を年次計画で実施しており、令和3年度は大通南4丁目、東1条南4丁目本田様宅から大通南5丁目、東1条南5丁目篠原様宅までの車道幅員8.5メートル、歩道幅員2.5メートル、延長115.5メートルの改良舗装を行い、事業完了の予定でございます。

工事費は4,800万円を計上しており、財源内訳は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率10分の6、補助残は過疎債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続いて、5ページをお開き願います。

広域事務組合負担事業であります。

本負担金事業は、美幌・津別広域事務組合の事業として、美幌消防庁舎外構工事を行うもので、新消防庁舎の完成後に、図面左側の消防車庫前のコンクリート舗装から着手し、消防庁舎の南側に12台分の来庁者用駐車場、北側に訓練場兼職員・団員用駐車場のアスファルト舗装の順に工事を進め、本年11月に完成する予定であります。

工事費は7,676万円で、財源は緊急防災・減災事業債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

以上、主要事業につきまして御説明申し上げましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

予算書の20、21ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳入になります。

1款町税につきましては、前年度から3,465万2,000円の減、総額で21億7,700万9,000円を見込んでございます。

1項、1目個人町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、給与所得及び営業所得の減少により529万3,000円の減、8億5,636万9,000円を見込んでございます。

2目法人町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響による運輸業、娯楽業の税割の減少に伴い67万円の減、1億2,118万4,000円を見込んでおります。

2項、1目固定資産税は、評価替え及び新型コロナウイルス減免特例により、2,238万9,000円の減、8億5,551万7,000円を計上しております。

下段の5項、1目都市計画税につきましても、固定資産税と同様の理由により、519万円の減、1億1,640万2,000円を見込んでございます。

次に、24、25ページをお開き願います。

2款地方譲与税につきましては、935万9,000円の減、総額で1億6,966万3,000円を計上しております。

1項の地方揮発油譲与税は、揮発油、ガソリンに対して課される税で、地方揮発油税の42%が市町村に交付されますが、3,540万円を計上しております。

2項の自動車重量譲与税は、自動車重量税の1,000分の407が市町村の道路延長及び道路の面積に基づき譲与されるもので、1億117万5,000円を見込んでおります。

5項森林環境譲与税は、地球温暖化の防

止と山地災害の防止を図るため、市町村が実施する森林整備事業に対して譲与されるもので、3,291万5,000円を見込んでございます。

次に、26、27ページになります。

3款利子割交付金につきましては、道民税の利子割の99%について、その5分の3相当額が市町村の個人道民税に按分され市町村に交付されますが、268万5,000円を見込んでの計上でございます。

28、29ページになります。

4款配当割交付金につきましては、個人に係る株式の配当に対しまして5%が特別徴収され、そのうちの99%の5分の3相当額が市町村へ交付されます。

予算計上額は458万5,000円でございます。

続いて、30、31ページをお開き願います。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、所得税において源泉徴収を選択した特定口座における株式等の譲渡所得に対し、特別徴収税額の99%の5分の3相当額が交付されるものでありまして、予算計上額は303万6,000円を見込んでございます。

次に、32、33ページになります。

6款法人事業税交付金につきましては、令和元年10月の消費税率の引上げに伴い、地域間の税源の偏在性を是正するため、北海道に納付される法人事業税の100分の7.7相当額が市町村に交付されます。

予算計上額は775万9,000円となります。

次に、34、35ページをお開き願います。

7款の地方消費税交付金につきましては、地方財政計画における交付金の減少率を勘案し、4億1,800万1,000円を計上してございます。

消費税につきましては、地方消費税と合

わせた税率が平成26年4月に5%から8%へ、令和元年10月には10%へと引上げになってございますが、引上げ分の地方消費税交付金につきましては、その全額を社会保障経費へ充てることになっております。

なお、予算書の参考資料の80ページにその用途を明示してございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

続いて、36、37ページになります。

8款の自動車取得税交付金でございます。

過年度精算分の科目設定になります。

次に、38、39ページになります。

9款環境性能割交付金につきましては、令和元年10月の消費税率の引上げに伴いまして、従来の自動車取得税が廃止され、新たに創設された交付金となります。

予算計上額は945万5,000円でございます。

次に、40、41ページをお開き願います。

10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、32万1,000円を見込んでおります。

続いて、42、43ページになります。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金特別控除及び自動車税並びに軽自動車税の環境性能割における市町村の減収分を補填するために交付されるものですが、1,311万2,000円を見込んでございます。

2項の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減収分について、その全額を国が補填するので、1,015万5,000円を見込んでの計上となっております。

なお、この交付金につきましては、令和3年度の課税分に限っての特例措置となっ

てございます。

次に、44、45ページをお開き願います。

12款地方交付税であります。

前年度から6,000万円の減、38億3,500万円を計上してございます。

地方交付税につきましては、地方公共団体が全国等しく行政サービスを提供できるよう、財源調整と財源保障の観点から、一定のルールに基づき、国から交付される財源でございます。

令和3年度の地方財政計画におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、交付税の原資となる国税4税の減少が見込まれる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、臨時財政対策債の特例加算や財源不足における補填措置により、出口ベースにおいて17兆4,385億円が計上され、前年度を上回る総額が確保されているところでございます。

このような地方財政計画の見通し、さらには、令和2年度の決算見込みを勘案の上、本町に交付される地方交付税を推計した結果、前年度から6,000万円の減、38億3,500万円を計上したところでございます。

続いて、46、47ページをお開き願います。

13款交通安全対策特別交付金ですが、こちらの交付金につきましては、交通違反の反則金から事務費を除いた額が、交通事故の発生件数や道路延長などに基づいて市町村に交付されるものでございます。32万7,000円の増、243万7,000円を見込んでの計上であります。

次に、48、49ページをお開き願います。

14款分担金及び負担金につきましては、1億517万3,000円の計上になってございます。

まず、1項の分担金につきましては、道営土地改良事業などに伴う分担金となりま

す。

2項負担金につきましては、説明欄にそれぞれ記載のとおりとなっております。

次に、50、51ページになります。

15款使用料及び手数料につきましては、総額で2億8,852万4,000円の計上になっております。

主な増減理由でございますが、1項使用料、中段から下の5目土木使用料、4節住宅使用料につきましては、公営住宅の入居者の減に伴いまして、前年度から547万3,000円の減額となっております。

次に、52、53ページをお開き願いたいと思います。

2項手数料の中段になります。

2目衛生手数料、2節清掃手数料のうち、ごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の使用実績が増えていることから、183万円の増額を見込んでの計上になります。

次に、54、55ページをお開き願います。

16款国庫支出金につきましては、国の制度や事業の実施に伴う負担金及び補助金、委託金を計上するもので、総額で10億3,690万2,000円を見込んでございます。

新たに追加となる項目といたしましては、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金のうち新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金8,437万8,000円と、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金286万円につきましては、ワクチン接種費用についてその全額を国が措置するものでございます。

なお、2項国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予算計上しております。

美幌町における交付限度額につきましては1億8,048万2,000円でございます。

すが、令和3年度当初予算では、そのうちの9,794万円を財源充当いたしまして、感染防止対策及び経済対策に係る事業を実施する予定でございます。

引き続き、町民の生活、町内の経済への影響を注視の上、必要な支援策を適宜適切に実施できるよう対応してまいりたいと考えてございます。

次に、予算書の58、59ページをお開き願います。

17款道支出金につきましては、北海道の制度や事業の実施に伴う負担金及び補助金、委託金を計上するもので、総額で8億2,209万7,000円を計上しています。

前年度から増額となる主な内容といたしましては、1項道負担金、1目民生費道負担金、2節児童福祉費負担金のうち子どものための教育・保育給付費負担金について、私立幼稚園が認定こども園へ移行したことにより前年度から増額となります。

次の60、61ページをお開き願います。

このページの中段、3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金につきましては、本年10月21日に任期満了を迎えます衆議院議員総選挙に要する委託金を計上してございます。

次に、64、65ページになります。

18款財産収入であります。予算計上額は、総額で3,585万7,000円になります。

次の66、67ページをお開き願いたいと思います。

19款の寄附金につきましては、総額で6,200万4,000円を見込んでの計上でございます。

1項寄附金、1目一般寄附金、1節の一般寄附金、ふるさと寄附金でございますが、本年1月末現在のふるさと寄附金の総額が6,891万6,000円となっております。このため、前年度、令和2年度の

当初予算から1,700万円の増収を見込み、6,000万円を計上してございます。

また、企業版ふるさと寄附金につきましては、ワタミ株式会社様からの寄附金を見込んでの予算計上でございます。

次に、68、69ページになります。

20款繰入金につきましては、各事業費の財源に充てるため、それぞれの基金から繰入れを行おうとするもので、総額は7億215万8,000円を見込んでおります。

1目財政調整基金繰入金は、予算編成におきまして収支不足が生じたことから、その財源として1億6,569万4,000円を繰入れいたします。

2目の減債基金繰入金は、公債費の償還に充てるため、積立てをしておりました減債基金から5,000万円を繰入れいたします。

3目の公共施設整備基金繰入金につきましては、道路及び公園の整備をはじめ、ごみ処分場の施設修繕など公共施設の整備に充てるための財源として1億2,000万円を繰入れいたします。

4目の福祉基金繰入金は、緑の苑移転改築事業補助金のほか、障がい福祉団体の活動拠点として整備する改修費用の財源として、3,927万3,000円を繰入れいたします。

5目ふるさとづくり基金繰入金につきましては、未来のアスリート応援事業をはじめ、観光推進事業など、ふるさと寄附金の寄附目的に沿った繰入れを行うもので、5,366万8,000円の繰入れをします。

10目役場庁舎改築基金繰入金は、駐車場の整備や旧役場庁舎解体除却工事などの財源といたしまして、2億1,861万4,000円を繰入れいたします。

次に、70、71ページをお開き願います。

21款繰越金につきましては、令和2年度繰越金として1,000万円を見込んでの計上になります。

続いて、72、73ページになります。

22款諸収入でございますが、各費目に該当しない収入につきまして予算計上するもので、前年度と大きな変更点はございません。予算総額は4億7,157万円になります。

次に、78、79ページをお開き願います。

23款町債につきましては、総額で9億6,653万4,000円を計上しておりますが、詳細につきましては、第3表の地方債により御説明をいたしましたので、省略をさせていただきたいと存じます。

以上、議案第29号令和3年度美幌町一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。

再開は、13時15分といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の224ページでございます。

議案第30号令和3年度美幌町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書の282ページをお開き願います。

令和3年度美幌町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億1,698万1,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

303、304ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7,810万9,000円の主なものは、職員9名分の人件費及び会計年度任用職員1名の報酬と、電算システム等の事務費でございます。他につきましては、前年度と大きく変わりありません。

2目連合会負担金590万3,000円は、北海道国民健康保険団体連合会に対する負担経費でございます。

業務の効率化が図られることから、平成30年度から運用開始されている北海道クラウドへ令和2年度から加入しましたが、更新機器費用の運用負担分が今年度減額となっております。

一番下の2項徴税費、205万6,000円につきましては、次の305、306ページをお開き願います。

国民健康保険税の賦課徴収に係る経費でございます。

3項運営協議会費、23万円につきましては、国民健康保険運営協議会委員報酬であります。

4項趣旨普及費、46万6,000円の主なものは、国保制度周知及びジェネリック医薬品使用啓発用パンフレットであります。

307、308ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項療養所費15億1,130万6,000円、2項高額療養費2億3,871万5,000円につきましては、過去の受診件数、療養給付費等の実績を推計し、計上しております。

2目高額合算療養費につきましては、同じ世帯で医療費と介護サービス費の両方の負担があり、合算した年額の負担額が規定の自己負担額を超えた場合の経費でございます。

3項移送費15万円につきましては、移

動が困難な被保険者が医師の指示により、緊急的な必要性がある場合に要する経費であります。

4項出産育児諸費840万5,000円につきましては、次の309、310ページをお開き願います。過去の実績から、20名分の出産育児一時金を計上しております。

5項葬祭諸費120万円につきましては、過去の実績により、前年度より10名増の40名分の葬祭費を見込んでおります。

6項傷病手当金66万7,000円につきましては、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる場合で、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受けることができなくなったときに支給する経費として、2人分の3か月分を計上しております。

311、312ページをお開き願います。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、本町の医療費及び所得水準に基づき、北海道から示された納付金7億3,013万円を計上しています。被保険者数の減少に伴い、前年度比で1,486万1,000円の減額となっております。

内訳につきましては、医療給付分5億1,666万6,000円、後期高齢者支援金分1億5,373万5,000円、介護保険納付金分5,972万9,000円でございます。

次の313、314ページをお開き願います。

4款財政安定化基金拠出金1,000円につきましては、特別な事情により保険料が不足する市町村に北海道国民健康保険財政安定化基金貸付交付事業等事務取扱要領に基づき、不足する保険料必要相当額について財政安定化基金から交付し、国、道、市町村において3分の1ずつ拠出するものであります。

北海道胆振東部地震により、厚真町、安平町、むかわ町に係る令和元年度事業費交付額として48万円の交付があり、その3分の1である16万円を全道の市町村で拠出するもので、美幌町分として776円を拠出するものでございます。

315ページ、316ページをお開き願います。

5款保健事業費、1項保健事業費1,062万9,000円につきましては、生活習慣病予防や健康増進などの健康づくりに関する教室や講習会の開催及びがん検診、個別予防接種等に係る経費であります。

2項特定健康診査等事業費1,991万3,000円につきましては、医療費増大の要因の一つであるメタボリックシンドロームを予防し、生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に、40歳から74歳までを対象に、生活改善を指導するための健康診査、保健指導に係る経費でございます。

このページの一番下の特定健診受診率向上支援等共同事業負担金につきましては、令和2年度から北海道国民健康保険団体連合会が北海道全体の特定健診受診率向上を目指し、共同事業によって国保データベースシステム等を分析し、選定した被保険者に対し個別に特定健診の受診勧奨を行うもので、今年度は、若干、通院者及び重症化予防のための受診勧奨を拡充し、685万4,000円を計上しております。

319、320ページをお開き願います。

6款基金積立金につきましては、前年度と大きな変更はございません。

321、322ページをお開き願います。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度と大きな変更はございません。

2項繰出金につきましては、国保病院の直営診療施設健康管理事業等に係る費用について、保険給付等特別交付金の実績を見

込み、700万円を計上しております。

323、324ページをお開きください。

8款予備費につきましては、前年度と大きな変更はございません。

歳出は、以上であります。

次に、歳入を御説明いたしますので、291、292ページをお開き願います。

2、歳入。

1款国民健康保険税は、総額5億2,843万4,000円で、前年度対比5,509万8,000円の減額であります。主な要因は、被保険者数の減少及び農業、営業所得の減によるものであります。

293、294ページをお開き願います。

2款道支出金18億1,643万1,000円は、北海道から交付される保険給付費に要する保険給付費等普通交付金17億5,977万6,000円と、予防健康づくりに取り組む保険者に対する保険者努力支援金及び特別調整交付金などの保険給付費等特別交付金5,665万5,000円を計上しております。

295、296ページをお開き願います。

3款財産収入9万1,000円は、国民健康保険基金の利子等でございます。

297、298ページをお開き願います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金軽減分8,312万6,000円につきましては、低所得者の保険料軽減分の公費負担分で、一般会計に収入される北海道負担金分4分の3と、美幌町負担分4分の1を繰り入れるものであります。

その下の保険基盤安定繰入金支援分5,099万6,000円については、低所得者数に応じ、保険税額の一定割合の公費負担分で、一般会計に収入される国負担分2分の1と北海道負担分4分の1と美幌町負担分

4分の1を繰り入れるものであります。

その下の事務費等繰入金8,237万5,000円については、国保事業の運営に要する職員9名分の人件費及び会計年度任用職員と電算システム等の事務費を繰り入れるものであります。

その下の出産育児一時金等繰入金560万円につきましては、出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものであります。

その下の財政安定化支援事業繰入金1,434万1,000円については、交付税措置される国保財政安定化支援分を繰り入れるものであります。

その下のその他一般会計繰入金344万9,000円については、地方単独事業の医療費に係る減額調整分を繰り入れるものであります。

2項基金繰入金2,911万円につきましては、国民健康保険事業費納付金等の支払いのための財源不足を補填するため、国民健康保険基金より繰り入れるものであります。

なお、この繰入れの結果、令和3年度末の基金残高は、1億9,131万8,000円の見込みであります。

299ページ以降の5款繰越金、6款諸収入につきましては、前年度と大きな変更はございません。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の225ページでございます。

議案第31号令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の予算書の334ページをお開き願います。

令和3年度美幌町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,963万2,000円と

定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

349、350ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1,205万8,000円の主なものにつきましては、職員1名分の人件費と電算システム等の事務費であります。

2項徴収費31万8,000円については、保険料の徴収に係る経費であります。

351、352ページをお開き願います。

2款、1項後期高齢者医療広域連合納付金3億2,694万6,000円につきましては、標準システム機器に係る費用の減等により、事務費負担金が前年度対比84万5,000円減の823万5,000円、被保険者数の増により、保険料等負担金は前年度対比1,785万7,000円増の3億1,871万1,000円でございます。

353ページ以降の3款諸支出金、4款予備費については、前年度と変更はございません。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、341、342ページをお開き願います。

2、歳入。

1款、1項後期高齢者医療保険料2億3,435万9,000円につきましては、被保険者及び所得割賦課対象者の増に伴い、前年度対比1,696万3,000円の増額を見込んでおります。

343、344ページをお開き願います。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金2,061万9,000円につきましては、広域連合への事務費負担金と職員1名分の人件費、事務費の繰入金であります。

その下の2目保険基盤安定繰入金8,43

5万円につきましては、保険料の低所得者に対する7割、5割、2割の政令本則の軽減分について、一般会計で収入される4分の3の北海道負担金に美幌町負担分4分の1を加えた繰入金でございます。

345ページの3款繰越金以降につきましては、前年度と変更はございません。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

続きまして、議案の226ページでございます。

議案第32号令和3年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の予算書364ページをお開き願います。

令和3年度美幌町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億5,777万8,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

389、390ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、2,951万8,000円の主なものについては、職員4名分の人件費と電算システム等の事務費であります。昨年度実施した介護保険制度の抜本改正に伴う電算システム改修委託料が減となっております。

ほかにつきましては、前年と大きく変わりありません。

その下の2項徴収費39万円については、介護保険料の賦課徴収に係る経費であります。

下段の3項介護認定審査会費1,856万2,000円は、1目介護認定審査会費で介護認定審査会の運営に係る経費592万円と、次の391、392ページの2目認定

調査費において、介護認定調査に係る会計年度任用職員報酬及び訪問調査委託料の経費1,264万2,000円を計上しております。

393、394ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費16億9,473万1,000円、2項介護予防サービス等諸費6,463万8,000円につきましては、介護保険事業計画に基づき計上しております。

一番下の3項高額介護サービス等費4,677万9,000円につきましては、自己負担の合計額が一定の額を超えた場合に超えた分を払い戻す制度で、実績見込みにより前年度より673万9,000円の増額であります。

395、396ページをお開き願います。

4項高額医療合算介護サービス等費、618万5,000円につきましても、実績見込みにより、前年度より13万2,000円の減額であります。

その下の5項特定入所者介護サービス等費、6,752万2,000円につきましては、低所得の利用者に対する施設サービス利用等に係る保険給付対象外の食費、居住費に対して、施設の設定金額と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を給付する制度で、実績見込みにより、前年度より1,412万2,000円の減額であります。

6項その他諸費163万8,000円は、介護給付費審査支払手数料であります。

397、398ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費6,472万9,000円につきましては、要支援1・2及び事業対象者が利用する訪問介護、通所介護、介護予防ケアマネジメント等の費用でござ

います。

2目一般介護予防事業費1,157万4,000円は、生活習慣病の予防、介護予防等に係る費用でございます。

2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費、3,222万8,000円の主なものは、地域包括支援センター運営委託料3,045万4,000円と、生活支援体制整備事業経費53万4,000円と、次の399、400ページの認知症施策推進事業経費88万3,000円でございます。

2目任意事業費1,883万8,000円につきましては、認知症高齢者見守り事業、非課税世帯へ紙おむつを支給する家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業、在宅高齢者配食事業、シルバーハウジング事業等の費用のほか、介護保険事業所が作成する居宅介護サービス計画の点検、指導を行うためのケアプラン点検業務委託料67万1,000円を新規に計上しております。

401ページ以降の4款基金積立金、5款諸支出金、6款予備費につきましては、前年度から大きな変更はございません。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、371、372ページをお開き願います。

2、歳入。

1款保険料、1項介護保険料3億8,968万3,000円につきましては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づいて3年間の介護保険事業量を見込み、それに伴う第1号被保険者の保険料23%分として、普通徴収分、特別徴収分を計上しています。

373、374ページをお開き願います。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金294万4,000円は、美幌地域3町介護認定審査会の経費を高齢者人口及び審査件数等により、津別町

24.58%、大空町25.72%、美幌町49.7%に按分し、津別町、大空町からの負担金であります。

2目利用者負担金11万1,000円につきましては、シルバーハウジング入居者負担金でございます。

375、376ページをお開き願います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金3億4,115万7,000円につきましては、居宅介護サービス費20%、施設介護サービス費15%の介護給付費に係る国庫負担分でございます。

その下の2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、高齢者の割合と所得水準の格差を調整するための交付金で、給付費総額の7.2%、1億3,546万7,000円を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金2,464万5,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に係る対象事業費の25%が、包括的支援事業・任意事業に係る対象事業費の38.5%が、それぞれ交付されるものです。

なお、昨年度までは別項で計上しておりましたが、交付金の整理上、補助金の項内で整理すべきものであったことから、組替えをさせていただきます。以下、支払基金交付金及び道支出金も同様でございます。

3目保険者機能強化推進交付金100万円及びその下の4目介護保険保険者努力支援交付金100万円につきましては、高齢者の自立支援、重症化・重度化防止に対する取組の支援として、それぞれ平成30年度及び令和2年度に創設された制度で、取組の評価指標により算出された点数により交付されるものであります。

その下の地域支援事業交付金につきましては、先ほどの説明のとおり、予算組替えにより廃項となります。

377、378ページをお開き願います。

4款、1項支払基金交付金5億2,101万4,000円につきましては、介護給付費と地域支援事業に係る支払基金が負担する27%分の交付金であります。

その下の地域支援事業交付金につきましては、予算組替えにより廃項となります。

379、380ページをお開き願います。

5款道支出金、1項道負担金2億7,033万1,000円につきましては、居宅介護サービス費12.5%、施設介護サービス費17.5%の北海道の負担分でございます。

2項道補助金、1項地域支援事業交付金1,232万3,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に係る対象事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業に係る対象事業費の19.25%が交付されるものです。

その下の地域支援事業交付金につきましては、予算組替えにより廃項となります。

381、382ページの6款財産収入3万5,000円は、介護保険基金の利子でございます。

383、384ページをお開き願います。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金2億3,518万6,000円につきましては、介護給付費に対する12.5%の町負担分であります。

2目地域支援事業繰入金3,406万5,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業が12.5%の953万5,000円、包括的支援事業・任意事業分が19.25%のルール分630万円と、1,823万円の町単独負担分の合計2,453万円であります。

3目低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の第1段階から第3段階の軽減分について、一般会計で収入される2分の1の国負担金と4分の1の北海道負担金に町負担分4分の1を加えた3,007万1,000円であります。

4目その他一般会計繰入金4,551万3,000円につきましては、職員4名分の人件費及び事務費の繰入れであります。

2項基金繰入金1,319万2,000円につきましては、歳出の不足分を介護保険基金から繰入れするものであります。

なお、令和3年度末基金残高は3,320万6,000円の見込みであります。

385ページ以降につきましては、前年度と大きな変更はございません。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案書の227ページでございます。

議案第33号令和3年度美幌町公共下水道特別会計予算についてであります。

説明につきましては、予算書により御説明申し上げますので、予算書の416ページをお開き願います。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2,784万4,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項につきましては、第2表、債務負担行為で御説明申し上げます。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきましては、第3表、地方債で御説明申し上げます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、6億円と定める。

次に、419ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為であります。

地方公営企業法適用化業務委託料の限度額を4,452万4,000円とするものであります。

期間は、記載のとおりでございます。

国からの公営企業会計への移行要請に伴い、今年度と来年度の2か年で企業会計への移行を実施しようとするものでございます。

終末処理場受変電設備更新工事の限度額を8,000万円とするものであります。

期間は、記載のとおりであります。

施設の老朽化が進んでいる終末処理場の受変電設備について、今年度と来年度の2か年で更新工事を実施しようとするものでございます。

第3表、地方債であります。

初めに、公共下水道事業の限度額1億3,740万円で、この内訳は、工事監理や実施設計、価格調査などの業務委託3件と終末処理場受変電設備更新工事が1件、下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事が1件、公共汚水樹設置工事が1件、計6件の事業費から補助金を差し引いた額を公共下水道事業債で借り入れるもので、起債の充当率は100%であります。

業務委託料の内容は、後ほど事業別明細書で、管渠更新工事の内容は、工事関係参考資料で御説明申し上げます。

その下の下水道資本費平準化債、限度額3,110万円は、施設整備に投資した起債償還額を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借入れするものでございます。

その下の公共下水道事業特別措置分の限度額1,980万円は、平成19年度に繰出し基準見直しで交付税措置される事業費補正の元利償還金の70%から60%に減額されたことに伴い、その差の分が特別措置分として起債発行が認められているものでございます。

その下の公営企業会計適用債の限度額2,020万円は、地方公営企業法適用化業務

委託のため借り入れるものであり、起債充当率は100%であります。

起債限度額の合計は2億850万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、歳出から御説明いたしますので、439、440ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目一般管理費1億421万3,000円は、職員4人分の人件費と事務経費を計上しております。

中ほどの使用料収納事務委託料2,308万5,000円は、下水道事業使用料の賦課徴収業務を水道事業に委託しておりますので、その事務経費を水道事業会計に支払うものでございます。

その下の負担金のうち、上から6行目、水道事業会計負担金309万6,000円は、下水道の排水設備の新設や改造の受付と検定を水道事業に委託しているもので、その経費を水道事業会計に支払うものでございます。

その9行下、公課費、2,348万4,000円は消費税を計上しております。

その下の地方公営企業法適用化業務委託料2,023万2,000円は、公営企業会計移行を2か年で行う業務委託を予定しており、1年目としては、法適用化基本方針作成、固定資産台帳整備を予定しております。

次に、2目維持管理費2億7,288万2,000円は、処理場施設の維持管理費と下水道関係の維持管理費用を計上しております。

1、終末処理場維持管理事業の燃料費594万1,000円は、処理場ボイラー用A重油及び可搬式発電機用軽油で、単価減に伴い、昨年度より199万6,000円の減となっております。

その下の光熱水費3,470万4,000円は、処理場と5か所のマンホールポンプで使用する電気料と水道料であり、前年度

の使用実績及び単価減に伴い、昨年より194万9,000円の減となっております。

その下の修繕料3,767万5,000円は、処理場の機器類の修繕で、令和3年度は20の機器のオーバーホールなどを行うもので、昨年度より146万9,000円の増となっております。

次に、441、442ページをお開き願います。

このページの1行目、手数料1,654万6,000円は、産業廃棄物処理料、重金属等性質分析料など、下水処理後の脱水汚泥の処理費用を計上しております。

上から4行目、処理場維持管理業務委託料1億5,213万円は、処理場の維持管理業務の委託費用であり、平成31年度から令和3年度までの3か年の長期継続契約の最終年度となります。

その下の電気保安管理業務委託料50万1,000円は、終末処理場の年1回の受電設備総合点検を委託しようとするものであります。

その下の機械器具142万円は、老朽化した維持管理用機器を更新するものでございます。

その下の2、公共下水道管渠維持管理事業の修繕料1,484万4,000円は、道路上のマンホールの修繕や公共汚水ますでの段差によるつまずきや、車両破損事故防止、公共汚水ますの切下げ、また、老朽化した薄いマンホール蓋の取替え補修、取付け管補修及び汚水管部分補修を行うものの修繕料を計上しております。

昨年度より11万2,000円の減となっております。

その四つ下、管渠清掃委託料570万円は、美禽ほか3地区の污水管8,030メートルの清掃を予定しております。

次に、3目建設費2億9,746万3,000円は、下水道施設の設備及び管渠などの更新工事費で、前年度に比較して1億2,696万9,000円の増であり、主に終末

処理場電気設備更新に係る工事及び実施設計等によるものでございます。

業務等委託料2,560万円は、下水道管渠資材単価調査、終末処理場ストックマネジメント計画策定業務委託は、中央監視設備、汚泥処理施設の修繕改築計画策定、終末処理場受変電設備更新工事監理監督、下水道事業計画変更業務委託を行うものでございます。

その下の実施設計等委託料1,300万円は、下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠更新の実施設計を行うものであります。

その下の工事請負費の公共汚水桝設置工事の600万円は、10か所分の設置工事を見込んでおります。

その下の下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事6,220万円は、後ほど予算工事関係参考資料で御説明を申し上げます。

その下の終末処理場受変電設備更新工事1億9,000万円は、令和3年度から令和4年度までの2か年での更新工事であり、1年目に当たる今年度は、機器の製作を予定しており、2年目は、機器の搬入、据付け撤去、試運転、調整を予定し、2か年での工事完了を予定しております。

この整備は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率55%、補助残は公営企業債、充当率100%を充当して整備を予定しております。

次に、445、446ページをお開き願います。

公共下水道事業債への元金及び利子の償還金、次の447、448ページは、予備費を計上しております。

歳出は、以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、425、426ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款、1項、1目下水道受益者負担金等

は、新たに下水道区域となった際に5年間の分割で納付していただくもので、新規分4件と現在納付中の5件、50万7,000円を計上しております。

その下の2目一般会計負担金2,146万3,000円は、し尿等を下水道終末処理場で受入れていることから、処理費用を一般会計に求めるものでございます。

その下、3目個別排水処理特別会計負担金154万5,000円は、個別排水処理会計の事務を下水道事業で行っていることから、人件費の40%相当分の負担を求めるものでございます。

次に、427、428ページをお開き願います。

2款、1項、1目下水道使用料3億9,388万8,000円は、現年度分3億9,175万7,000円と、過年度分213万1,000円を見込んでおります。

次に、429、430ページをお開き願います。

3款、1項、1目公共下水道費国庫補助金1億4,790万円ではありますが、この内訳につきましては、工事監理や実施設計、価格調査などの業務委託料に係る補助金が5業務、補助率10分の5で1,930万円、終末処理場受変電設備更新工事に係る補助金が1工事、補助率が10分の5.5で1億450万円、下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事に係る補助金が1工事、補助金10分の5で2,410万円、合わせて1億4,790万円を見込んでおります。

次に、431、432ページをお開き願います。

4款、1項、1目一般会計繰入金3億5,344万4,000円は、総務省通知の繰入金に定められている基準内繰入れ3億4,178万9,000円を含む一般会計からの繰入金であります。

次のページの繰越金、その次のページの諸収入の説明は省略させていただきますし

て、437、438ページの7款町債につきましても、第3表、地方債で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、予算工事関係参考資料につきまして御説明いたしますので、別とじとなっております図面等の参考資料の6ページをお開き願います。

公共下水道建設事業（管渠）、単独事業であります。

工事概要は、管渠更新145.51メートルであります。

管渠の劣化診断により、改築が必要と判断された路線の管渠の更新工事でございます。

左側になります図面の①、仲町2丁目株式会社ミートテック様北側、延長52.9メートルでございます。図面の②、栄町1丁目株式会社朝鳥商店様の東側、延長22.78メートルでございます。図面の中ほど③、栄町3丁目ヘアークスヴォーグ様東側、延長44.83メートルでございます。図面の一番右の④、栄町2丁目南川様宅南側、延長25メートルでございます。

この4路線で、工事費1,400万円を計上しており、公営企業債充当率100%で整備を予定しております。

続きまして、参考資料の7ページをお開き願います。

公共下水道建設事業（管渠）、補助事業であります。

工事概要は、管渠更新348.04メートルのうち、管渠更生298.24メートル、管渠敷設替え49.8メートル、マンホール蓋取替え30か所であります。

管渠の劣化診断により、改築が必要と判断された路線の管渠更新工事でございます。

図面の①、稲美玉川歯科様南側、延長26.2メートル、図面左側②、仲町1丁目美幌小学校北側、延長46.02メートル、図面の③、仲町1丁目なかまち南公園西側、延長24.44メートルでございます。図面

の④、仲町2丁目ハルニレ様北側、延長45.02メートル、図面の⑤、東1条北3丁目ロイヤルハイム様駐車場東側、延長39.33メートル、図面の⑥、東3条北2丁目しゃきつとプラザ東側、延長9.85メートル、図面の⑦、東3条北4丁目小西様宅西側、延長42.53メートル、図面の⑧、栄町3丁目コーポフレッシュ様東側、延長44.98メートル、図面の⑨、栄町3丁目子ども食堂様北側、延長43.45メートル、図面の⑩、三橋町2丁目美幌除雪ステーション南側、延長49.8メートルの10路線とマンホール蓋取替えで工事費4,820万円を計上しており、社会資本整備総合交付金、補助率50%、補助残は公営企業債、充当率100%で整備を予定しております。

続きまして、次のページの参考資料の8ページをお開き願います。

公共下水道建設事業（処理場）であります。

昭和48年の下水道整備着手から48年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、下水道ストックマネジメント計画の下、下水終末処理場の施設更新事業を行っているものでございます。

一般平面図の右下、太線で囲った斜線の箇所が令和3年度から令和4年度までの2か年で行う受変電設備更新工事であります。

1年目に当たる今年度は、機器の製作を予定しており、工事費1億9,000万円を計上しております。

2年目は、機器の搬入、据付け撤去、試運転、調整等を予定し、2か年で工事完了をする予定でございます。

この整備は、国庫補助金として、社会資本整備総合交付金、補助率55%、補助残につきましては公営企業債、充当率100%を充当して整備を予定しております。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、14時20分といたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案書の228ページでございます。

議案第34号令和3年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてでございます。

予算書により御説明申し上げますので、予算書の458ページをお開き願います。

令和3年度美幌町の個別排水処理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,676万4,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきましては、第2表、地方債で御説明申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は1,000万円と定める。

次に、461ページをお開き願います。

第2表、地方債であります。

個別排水処理施設整備事業の限度額は3,880万円であります。

今年度は、10個の設置を予定しておりますので、下水道債と辺地債及び過疎債を併用いたします。

次に、歳出から御説明いたしますので、477ページ、478ページをお開き願います。

ます。

3、歳出。

1款、1項、1目一般管理費249万3,000円は、個別排水処理に関する事務経費を計上しております。

次に、2目維持管理費3,791万6,000円は、現在設置されている個別排水処理施設327基の維持管理に係る費用で、前年と比較して294万7,000円の増は、清掃業務委託料の単価見直し及び令和2年度設置の浄化槽の維持管理が増えたことによるものでございます。

修繕料629万5,000円は、浄化槽ポンプの空気調整弁交換や、ろ材入替え、ブローポンプなどの修繕を行う費用で、その下の手数料554万2,000円は、浄化槽法による水質検査手数料と汚泥処理手数料でございます。

その下の施設保守点検委託料925万7,000円は、浄化槽法による年3回の保守点検委託料でございます。

その下の清掃業務委託料1,682万2,000円は、浄化槽内の汚泥くみ取り、洗浄を行うもので、平成27年度から単価を据え置いていましたが、人件費の増及び車両更新に向けた準備のため、単価を見直したものでございます。

3目建設費4,100万1,000円は、個別浄化槽設置工事費で、令和3年度は5人槽4個、7人槽4個、10人槽2個の計10個を予定しております。

次に、479、480ページをお開き願います。

2款、1項、1目個別排水処理事業元金償還金2,859万円、その下の利子償還金675万4,000円は、令和2年度までに借り入れました起債の元金と利子の償還でございます。

次に、481、482ページには予備費を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、465、466ページにお戻り願います。

ます。

2、歳入。

1 款、1 項、1 目個別排水処理施設受益者分担金 1 9 0 万 3, 0 0 0 円は、今年度予定しております 1 0 個分の受益者分担金でございます。

次に、4 6 7、4 6 8 ページをお開き願います。

2 款、1 項、1 目個別排水処理施設使用料 2, 4 3 5 万 7, 0 0 0 円は、令和 2 年度までに設置いたしましたものに令和 3 年度に予定している 1 0 個分の使用料を含めた使用料を計上させていただいております。

次に、4 6 9、4 7 0 ページをお開き願います。

3 款、1 項、1 目一般会計繰入金 5, 1 5 2 万 2, 0 0 0 円は、総務省通知の繰出し基準で定められている基準内繰入れ 2, 4 7 4 万円を含む一般会計からの繰入金でございます。

次のページの繰越金、その次のページの諸収入の説明は省略させていただきまして、4 7 5、4 7 6 ページの 6 款町債につきましても、第 2 表、地方債で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議案書の 2 2 9 ページでございます。

議案第 3 5 号令和 3 年度美幌町水道事業会計予算についてでございます。

予算書により御説明申し上げますので、予算書の 4 8 8 ページをお開き願います。

令和 3 年度の予算計上につきましては、水道経営及び施設の維持管理に必要な経常経費のほか、給与費では、職員 8 名と会計年度任用職員 1 名分の人件費や、老朽化施設の修繕などを計上し、建設事業では、施設の更新及び耐震化に必要な予算の計上を行ったところでございます。

第 1 条、令和 3 年度美幌町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条の業務の予定量及び第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ記載の人員及び金額を定めるものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、4 8 9、4 9 0 ページをお開き願います。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ記載の金額を定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 8, 4 0 3 万 3, 0 0 0 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第 5 条の債務負担行為につきましては、管路管理システム借上料、限度額 5 8 4 万 7, 0 0 0 円とするものであります。期間は、記載のとおりでございます。

右のページの第 6 条の企業債につきましては、起債の目的を水道施設整備事業のほか、記載の事業とし、起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

この起債につきましては、企業債で、充当率は 1 0 0 %であります。

ページの中ほど、第 7 条の一時借入金は、一時借入金の限度額を 1 億円と定め、その下の第 8 条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の額を記載のとおり定めるものであります。

このページの下第 9 条では、たな卸資産購入限度額を 4, 5 1 1 万 7, 0 0 0 円と定めるものでございます。

次に、4 9 1 ページ、4 9 2 ページをお開き願います。

予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

1 款、1 項、1 目給水収益 4 億 2, 1 5 5 万 3, 0 0 0 円は、令和 2 年度の決算見込みを踏まえ、減額の計上となっております。

その下の 4 目その他の営業収益の 5 節雑

収益の中の下水道使用料賦課徴収受託料2,308万5,000円は、下水道使用料の賦課徴収業務費用を公共下水道特別会計から受けるもので、下水道使用料調定件数割合で求めた48.31%で算出したものでございます。

2項営業外収益の中の2目長期前受金戻入6,780万5,000円は、固定資産の取得、改良に交付された補助金等を収益化した額を計上しております。

その下、3目、3節その他雑収益の中の下水道排水施設業務負担金309万6,000円は、下水道の排水設備の新設や改造の受付と検定に伴う経費を公共下水道特別会計から受けるもので、施設担当職員の人件費の25%と、排水台帳管理システム負担金で算出したものでございます。

次に、493、494ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款、1項、1目原水及び浄水費6,542万2,000円は、水源地及び浄水場に係る維持管理経費を計上しております。前年度に比較して605万9,000円の増額は、主に、日並浄水場施設等の修繕費及び水源地土砂処分委託料の増に伴うものでございます。

16節委託料の日並浄水場運転管理等業務委託料は、平成26年度から委託しております管理業務委託で、3,168万円を計上しております。

その下の24節薬品費1,248万5,000円は、凝集剤のポリ塩化アルミニウムや次亜塩素酸ナトリウムなどの水処理薬品費用を計上しております。

次に、495、496ページをお開き願います。

2目配水及び給水費8,478万円は、職員2名の人件費と、田中配水池と7か所の加圧ポンプ所及び配水管路の維持管理経費を計上しております。

前年度に比較して1,186万3,000

円の増額の主な内容につきましては、配水池内清掃委託料及び維持管理費用の増によるものでございます。

16節委託料の中から3行目、田中配水池内清掃委託料671万円は、水質の安定確保のため、清掃を行うものでございます。

19節修繕費1,159万7,000円は、配水及び給水施設の修繕に係る費用で、高区第1加圧ポンプ所、加圧ポンプ修繕などを見込んでおります。

25節材料費の量水器取替用材料費2,403万2,000円は、量水器取替え1,568個分を計上しております。

次に、497、498ページをお開き願います。

3目業務費4,281万7,000円は、水道使用料の賦課徴収に関わる営業担当職員4名分と会計年度任用職員1名分の人件費、検針の経費、電算事務経費などを計上しております。前年度に比較して12万円の減額で、主な内容につきましては人件費の減によるものでございます。

次に、499、500ページをお開き願います。

4目総係費1,654万3,000円は、水道主幹の人件費と建設部長の3か月分の人件費相当分を給与費負担金として計上しております。

中ほどの5目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費のうち、一番下のリース資産41万5,000円は、管路管理システムの固定資産の減価償却費分をリース資産として計上しております。

次に、501、502ページをお開き願います。

2項営業外費用、1目支払利息には、企業債償還利息1,875万7,000円を含む利息額を計上しております。

2目消費税、支払消費税1,000円、3目雑支出、雑費として過年度償還金20万円、3項予備費として5万円を計上してお

ります。

次に、５０３、５０４ページをお開き願います。

資本的収入であります。

１款、１項、１目企業債５億７１０万円ありますが、第６条企業債で御説明させていただいたとおり、予算工事参考資料で御説明させていただきます。

その下、２項、１目国庫補助金１億３１６万６、０００円は、日並浄水場耐震補強工事、補助率４分の１と、日並浄水場から田中配水池までの管路更新計画のうち、田中の寺崎様宅から田中配水池までの基幹管路送水管更新工事、補助率３分の１、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用して実施しようとするものでございます。

その下、３項、１目工事負担金３、６８５万３、０００円は、国が実施している国道２４０号豊幌の路肩拡幅に伴う布設替え工事負担金でございます。

その下の４項、１目出資金、一般会計出資金５、５４０万円は、日並浄水場耐震補強工事と日並浄水場から田中配水池までの管路更新でございます。

そのうち、更新工事について補助金などを差し引いた残りの額で、総務省通知の繰出し基準に基づき一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、５０５ページ、５０６ページをお開き願います。

資本的支出であります。

１款、１項、１目浄水配水設備費６億７、１５０万６、０００円は、施設担当職員１名分の人件費を含む水道管路の整備及び水道施設整備に係る経費を計上しているものでございます。

このページの中ほどの３８節工事請負費のうち、水道施設整備事業２億２、３２９万円は、日並浄水場及び加圧ポンプ所の機械電気計装設備等の更新工事を予定しております。

その下の水道管路整備事業１億１、３１６

万８、０００円は、配水管新設工事１本、布設替え工事７本を予定しております。

その下の水道施設等耐震化事業浄水場６、２００万円は、日並浄水場の薬品沈殿池の耐震補強工事を予定しております。

その下の水道施設等耐震化事業送水管２億６、３００万円は、昭和５２年に布設された送水管で、基幹管路として耐震化が求められる重要な管理であります。布設後４０年を経過し、事業化が可能となったことから、布設替えを行うものでございます。

工事につきましては、後ほど、予算工事関係資料で御説明させていただきます。

その下の２目業務設備費のうち、２節の量水器筐取替費４、１２６万３、０００円は、３８２個分の設置委託と量水器収納筐代を計上しております。

その下の３目資産購入費、７節のリース資産１２５万１、０００円は、債務負担行為で購入している管路管理システムと長期継続契約で購入している土木積算システムを計上し、８節のソフトウェア購入費８２万５、０００円は関門解析シミュレーションシステムの更新のために計上しております。

その下の２項、１目企業債償還金１億６、８５３万円は、財務省公営企業金融機構、市中銀行から借り入れた企業債の償還元金であります。

続きまして、予算工事関係資料について御説明申し上げますので、別とじになっております図面等の参考資料の９ページをお開き願います。

予算工事参考資料について御説明申し上げます。

先ほど、資本的支出で御説明いたしました水道施設整備事業であります。

水道施設の故障は、水処理及び給水に多大な影響を与えるため、定期点検や維持管理で施設機能の延命を図りながら、耐用年数を考慮し、計画的に施設更新を進めるものでございます。

また、地震等の災害が発生した場合に

も、住民生活に必要な水を安定的に供給するため、水道施設の耐震化事業を実施するものでございます。

図面番号①日並浄水場薬品沈殿池耐震補強、6,200万円は、薬品沈殿池、池そのものの耐震補強工事を予定しております。壁と、床面を厚くし、耐震補強を行うものでございまして、沈殿池は3池あり、浄水処理に影響が出ないよう、3か年計画で完了を予定しております。

補助率は4分の1、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用して実施しようとするものでございます。

図面番号②日並浄水場管理棟中央監視装置更新は、平成27年に設置した計装設備の更新工事で、施設全体の監視・制御を行うものです。ソフトウェアのバージョンアップにより、中央監視装置サーバーの本体、監視用PC等の更新等を行うもので、工事費2,528万円を予定しております。

図面番号③浄水場急速ろ過池機械設備更新は、昭和55年に設置した機械設備の更新工事で、ろ過砂を洗浄する装置一式の更新工事であります。令和2年度から実施している継続事業の2年目であり、工事費1億8,100万円を予定しております。

図面番号④日並浄水場水位計更新は、平成14年に設置した水位計の更新工事で、着水流量を制御している計装機器であり、工事費412万円を予定しております。

続きまして、参考資料の10ページをお願いします。

図面番号①左上、高野第1加圧ポンプ所の計装設備工事ではありますが、平成9年に設置したインバーターを更新する工事で、ポンプモニターの回転数を制御する装置であり、工事費70万円を予定しております。

図面番号②は、その下になります。

高区第1加圧ポンプ所の計装設備工事ではありますが、平成8年に設置した配水流量計、圧力発信器を更新する工事で、配水量

により異常の有無について監視を行うものであり、工事費617万円を予定しております。

図面番号③桜沢加圧ポンプ所の計装設備工事であります。

平成3年に設置した配水流量計を更新する工事で、配水量により異常の有無について監視を行うものであり、工事費602万円を予定しております。

続きまして、参考資料の11ページになります。

水道管路整備事業であります。

老朽化している水道管路について、計画的な布設替えを実施するとともに、管路の新設工事により、水道管網を整備し、安定的な給水の継続を図るものでございます。

図面番号①右上になります。町道555号、557号、国道334号、田中寺崎様宅から田中配水池までの送水管布設工事で継続事業2年目でございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径300ミリメートル、延長2,756メートルの布設替えを行い、耐震化を図るもので、工事費2億6,300万円を予定しております。

補助率は3分の1、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用して実施しようとするものでございます。

図面番号②町道532号、報徳陽光台団地内、中村自動車様から北側へ向かう南北の路線で、道路整備工事に併せて配水管布設替え工事を行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径75ミリメートル、延長202メートルを布設替えるもので、工事費1,166万円を予定しております。

図面番号③町道419号、稲美緑の苑から東側の美幌中学校までの路線で、管網整備のため配水管新設工事であります。

管種はポリエチレン管、管径50ミリメートル、延長164メートルの配水管を新設するもので、工事費1,465万3,000円を予定しております。

図面番号④国道243号、青山北鈴木様宅前から安藤木工様前までの東西の路線で、老朽管の布設替え工事を行うものでございます。

管種は、配水用ポリエチレン管、口径150ミリメートル、延長150メートルを布設替えするもので、工事費1,776万3,000円を予定しております。

図面番号⑤町道352号、青葉1丁目種田工務店様から多津美様宅前までの南北の路線で、道路整備工事に併せて配水管の布設替え工事を行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径75ミリメートル、延長141メートルを布設替えするもので、工事費1,200万3,000円を予定しております。

図面番号⑥町道503号、新町1丁目、伊藤様宅前からスーパーアークス様に向かう東西の路線で、道路整備工事に併せて配水管布設替え工事を行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径100ミリメートル、延長146メートルの布設替えをするもので、工事費664万4,000円を予定しております。

図面番号⑦、左側になりますが、町道638号鳥里1丁目、公園通加地様宅前から網走川へ向かう村越様宅前までの東西の路線で、老朽管の布設替え工事を行うものでございます。

管種はポリエチレン管、管径50ミリメートル、延長89メートルを布設替えするもので、工事費544万5,000円を予定しております。

図面番号⑧道道北見端野美幌線、瑞治鈴木様宅前から、美幌バイパス交差点に向かう佐々木様宅前までの南北の路線で、北海道が整備する道路工事に併せて、配水管布設替え工事を行うものでございます。

管種はポリエチレン管、管径40ミリメートル、延長120メートルの布設替えをするもので、工事費600万円を予定して

おります。

図面番号⑨、左側の下になります。

国道240号豊幌公民館より南側、杉目様宅前から津別町に向かう石田様前までの南北の路線で、国が整備する道路路肩拡幅工事に合わせて配水管布設替え工事を行うものでございます。

道路拡幅に関する配水管布設替え工事は、令和2年度に着手し、令和3年度が最終年でございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径75ミリメートル、延長388メートルと、ポリエチレン管、管径50ミリメートル、延長129メートルを布設替えするもので、工事費3,900万円を予定しております。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書は、230ページでございます。

議案第36号令和3年度美幌町病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の520ページをお開き願います。

令和3年度の予算計上につきましては、診療及び施設の維持管理に必要な経常経費のほか、給与費では、常勤医師9名分の人件費や、屋上防水塗装補修や、受変電設備修繕など老朽化した施設の修繕費、新型コロナウイルス感染症対応の院内感染対策費などを計上し、建設改良事業では、医療機器の更新等に必要な予算の計上を行ったところであります。

第1条、令和3年度美幌町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量は、年間患者数の入院を2万6,280人、外来を7万2,600人、1日平均患者数は、入院を72人、外来を300人とし、主要な建設改良事業の診療用医療備品購入を4,620万4,000円とするものであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額

は、病院事業収入の総額を20億6,766万円、病院事業費用の総額を22億172万6,000円と定めるものであります。

なお、収入及び支出の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

次に、521、522ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入の総額を1億7,782万9,000円に、資本的支出の総額を2億6,781万9,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,999万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

資本的収入及び支出の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第5条の企業債につきましては、起債の目的を医療機器更新等事業とし、起債の限度額を4,620万円と定め、起債の方法、利率及び償還の方法はそれぞれ記載のとおり定めるものであります。

この起債につきましては、病院事業債は元利償還額の25%、過疎債につきましては元利償還額の70%が交付税措置されるものであります。

第6条の一時借入金は、一時借入金の限度額を4億円と定めるものであります。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を10億2,969万8,000円、交際費を30万円と定めるものであります。

第8条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金につきましては、それぞれ公営企業会計に対するルール分としての繰入れを、国保会計の直診施設健康管理事業補助金は、病院が実施する健康管理事業に対する補助金として計上するものであります。

第9条のたな卸資産購入限度額は、2億2,480万円と定めるものであります。

第10条の重要な資産の取得は、予定価格が700万円を超える医療機器の購入として、臨床化学分析装置一式、医用画像保管装置一式を定めるものであります。

次に、523、524ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。

医業収益では、入院及び外来収益は、常勤医師9名とする体制の下、令和2年度の診療実績を踏まえ見込んだ収益を計上し、年間患者数及び1日当たりの収益額の見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

その他医業収益のうち、下から2項目めの一般会計負担金は、公営企業会計に対するルール分の繰入れとし、救急医療の確保に要する経費は交付税措置額相当分を、小児救急に要する経費につきましては特別交付税の基準額から算出した額を、医師確保に要する経費につきましては医師の募集にかかる費用等、医師確保に要する経費分を計上するものであります。

その他の収益につきましては、それぞれ記載のとおり、令和2年度の実績を踏まえ、所要額を計上するものであります。

次に、525、526ページをお開き願います。

医業外収益であります。

一般会計補助金と国保会計補助金は、予算第8条で説明の補助金を計上するものでございます。

一般会計負担金は、企業会計に対するルール分の繰入れとして、それぞれ基準額に基づき計上しておりますが、不採算地区病院の運営に要する経費につきましては、昨年度当初と比較して19万8,000円増の1億2,803万2,000円を計上するものでございます。

その下の医療提供体制等構築に要する経費344万4,000円は、新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業として、院内感染対策用消耗品等の購入費用への充当分とし

て計上するものでございます。

その他の収益は、令和2年度の実績見込みを踏まえ、それぞれ計上を行うものであります。

次に、527、528ページをお開き願います。

医業費用でございます。

給料につきましては、常勤医師9名分と看護師、医療技術職、事務職を合わせた正職員96名分と、フルタイムの会計年度任用職員34名分を計上し、手当等につきましては、パートタイムの会計年度任用職員の期末手当を含めて、それぞれ記載の人数分を計上するものであります。

賞与引当金繰入額につきましては、翌年度の6月手当支給に係る引当金相当額を計上するものであります。

報酬の臨時医師報酬は、眼科、泌尿器科、麻酔科のほか、内科の非常勤医師及び週末の日当直を担当する非常勤医師の報酬を計上し、パートの会計年度任用職員14名分の報酬を計上するものであります。

次に、529、530ページをお開き願います。

材料費のうち、上段から薬品費、診療材料費、一つ飛びまして医療消耗備品費は、令和2年度の実績等に基づく所要額を計上し、上から3段の給食材料費につきましては、令和3年度の新たな取組として、入院患者に地元の食材もしくは特産品を使用した入院食を楽しんでいただこうと、年4回分の材料費として10万円を計上するものであります。

経費の旅費交通費から一番下の印刷製本費まで、それぞれ所要額を計上するものでありますが、下から6番目の消耗品費の診療用消耗品類には、新型コロナウイルスの院内感染防止のための消耗品として、防護服、フェースシールド、アルコール消毒用品などの購入費344万4,000円を含め計上しているものであります。

次に、531、532ページをお開き願

います。

532ページの一番上の修繕費につきましては、その他施設器具等修繕料の中に、耐用年数が経過し、老朽化が進んでいる受変電設備の改修費として589万4,000円と、昨年からの2か年事業で実施している病院の屋上防水塗装補修修繕として2,188万4,000円を含め計上しているものであります。

その下の保険料から諸会費まで、それぞれ所要額を計上しておりますが、下から3項目め、手数料の一番上、医師・薬剤師紹介手数料につきましては、医療人材確保のため、常勤医師3名、非常勤医師1名、薬剤師1名分の人材紹介手数料を計上するものであります。

次に、533、534ページをお開き願います。

一番上の貸倒引当金繰入額から交際費までと減価償却費、資産減耗費の各項につきましては、それぞれ所要額を計上するものであります。

研究研修費の謝金につきましては、外部医師による手術介助謝礼、研修会の講師謝礼、外部医師との情報交換謝礼を計上するものであります。

図書費につきましては、医師、看護師等の参考図書類及び診療報酬改定等の参考図書の購入費を計上するものであります。

旅費及び研究雑費につきましては、医師の学会参加や看護職、医療技術職員の研修会参加のための旅費及び参加負担金などを計上するものであります。

次に、535、536ページをお開き願います。

医業外費用でございます。

上段の企業債償還利息から消費税につきましても、それぞれ記載のとおり所要額について計上するものであります。

次に、537、538ページをお開き願います。

資本的収入でございます。

出資金の一般会計出資金は、公営企業会計に対するルール分の繰入れとして、企業債の元金償還充当分について計上し、企業債につきましては、予算第5条で説明の医療機器更新等事業の財源充当のための企業債の借入を予定するものであります。

次に、539、540ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

建設改良費の有形固定資産購入費、機械及び備品購入費には、医療機器更新等事業として、第10条に定める臨床化学分析装置、医用画像保管装置のほか、電動低床ベッド、人工呼吸器など、耐用年数を経過した医療機器更新等の費用を計上するものであります。

企業債償還金は、企業債の元金償還金を計上するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時07分 延会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員